

# 神社賠償責任保険

<賠償責任保険普通保険約款および施設所有管理者特約条項・生産物特約条項・受託者特約条項等>

新

## 割増契約 情報漏えい補償のご案内

(サイバー保険 情報漏えい限定補償追加条項)

個人情報漏えい、またはそのおそれが生じたことにより神社が負担する損害を補償します。

### 賠償責任

情報漏えい・おそれの発生に起因して他人に損害を与えた場合の賠償責任・争訟費用の補償

### 他人の損害



### 事故発生時の各種対応費用

情報漏えい・おそれの発生に起因して生じる「事故の調査」から「解決/再発防止」までの諸費用の補償

### 事故対応に要する諸費用



### 情報漏えい補償 ご説明動画

QRコードまたはURLから  
ご覧ください



<https://pipm.co/hkk5>

例えば！

- 神社のパソコンがウイルス感染や不正アクセスの被害により内部の情報が漏えいした。
- 神社保管の御祈禱申込書類等が盗難被害に遭い個人情報漏えいした。
- 神社職員が、故意に神社保有の個人情報や企業情報等を持ち出し転売した。 など

## 漏えい事故の保険金と支払限度額

■ 保険金 ■ 支払限度額 (免責：自己負担なし)

【賠償責任】 損害賠償金、争訟費用、協力費用

【費用保険】

・ 情報漏えい対応費用

認証取得費用、個人見舞費用、法人見舞費用、不正使用監視費用

事故対応関連費用、データ復旧費用、情報機器等修理費用

・ 法令等対応費用

調査対応費用、訴追対応費用、再発防止費用

賠償責任	1事故・期間中	3,000万円
費用保険	1事故・期間中	300万円

## 年間掛金

社入金区分	掛金	社入金区分	掛金
1,000万円以下	1,400円	3億円以下	28,200円
2,000万円以下	2,800円	5億円以下	39,800円
5,000万円以下	7,000円	10億円以下	51,200円
1億円以下	13,800円	30億円以下	74,700円

このチラシは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては下記までお問合せください。

【保険契約者】

神社本庁 財政部

〒151-0053

東京都渋谷区代々木1丁目1番2号

TEL03-3379-8011(代表)

TEL03-3379-8015(直通)

FAX03-3379-8299

【引受保険会社】

損害保険ジャパン株式会社

団体・公務開発部第三課

〒160-8338

東京都新宿区西新宿1-26-1

TEL03-3349-5408

FAX03-6388-0162

(受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

【取扱代理店】

村上代理店 (有限会社村上)

〒151-0051

東京都渋谷区千駄ヶ谷4-5-10

0120-280-010

FAX06-6447-5456

(受付時間平日の午前9時から午後5まで)

Mail:office@murakami-hoken.co.jp

サイバー保険(情報漏えい補償)のあらし

保険金をお支払いする主な場合		保険金をお支払いできない主な場合																							
<p>(1)被保険者が業務を遂行するにあたり、情報の漏えいまたはそのおそれ(以下「事故」といいます。)に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害(以下「損害」といいます。)に対して、保険金を支払います。</p> <p>(2)当社は、(1)に定める損害賠償請求が、保険期間中に適用地域においてなされた場合にかぎり、保険金を支払います。</p>		<p><b>【共通】</b></p> <p>①保険契約者、被保険者もしくは被保険者の法定代理人またはこれらの者の同居の親族の故意または重大な過失に起因する損害賠償請求。ただし、当社が保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎりず。</p> <p>②記名被保険者の使用人等が行ったまたは加担もしくは共謀した窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為に起因する損害賠償請求。ただし、記名被保険者の使用人等が行った背任行為について、当社が保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎりず。</p> <p>③記名被保険者の使用人等が、その行為が法令に違反していることまたは他人に損害を与えることを認識しながら行った行為に起因する損害賠償請求。ただし、当社が保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎりず。</p> <p>④他人の身体の障害、財物の滅失、損傷、汚損もしくは紛失または盗取もしくは詐取されたことに起因する損害賠償請求。ただし、他人の紙または記録媒体が紛失、盗取または詐取されたことにより発生した情報の漏えいまたはそのおそれに起因して提起された損害賠償請求を除きます。</p> <p>⑤遡及日より前に生じた事故に起因する一連の損害賠償請求</p> <p>⑥特許権、商標権等の知的財産権の侵害に起因する損害賠償請求。ただし、著作権の侵害に起因する損害賠償請求を除きます。</p> <p>⑦業務の結果を保証することにより加重された損害賠償請求</p> <p>⑧記名被保険者から記名被保険者の使用人等に対してなされた損害賠償請求</p> <p>⑨直接であると間接であると問わず、採用、雇用または解雇に関して行われた不当行為に起因する損害賠償請求 など</p>																							
<p><b>【事故発生時の各種対応費用部分】</b></p> <p>保険期間中に事故が生じたことにより、その事故に対応するために記名被保険者が支出した情報漏えい対応費用に対して、保険金を支払います。ただし、個人情報の漏えいまたはそのおそれについて保険金を支払うのは、保険期間中に次の①から④に掲げる事由のいずれかがなされることにより、情報漏えい等が客観的に明らかになる場合にかぎりず。</p> <p>①サイバーインシデントが生じたことの当会社への書面による通知</p> <p>②記名被保険者が行う新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による会見、発表、広告等</p> <p>③本人またはその家族への謝罪文の送付</p> <p>④公的機関に対する文書による届出、報告等</p>																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>損害の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 損害賠償金</td> <td>被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき損害賠償金。ただし、損害賠償金を支払うことによって代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。なお、税金、罰金、科料、過料、違約金、懲罰的賠償金その他補償的賠償金、課徴金ならびに被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定(注)がある場合におけるその約定によって加重された損害賠償金を含みません。 (注)特別の約定 業務の結果を保証することを含みます。</td> </tr> <tr> <td>② 争訟費用</td> <td>被保険者が当会社の承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用</td> </tr> <tr> <td>③ 協力費用</td> <td>被保険者が損害賠償請求の解決のために支出した費用</td> </tr> </tbody> </table>	名称		損害の内容	① 損害賠償金	被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき損害賠償金。ただし、損害賠償金を支払うことによって代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。なお、税金、罰金、科料、過料、違約金、懲罰的賠償金その他補償的賠償金、課徴金ならびに被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定(注)がある場合におけるその約定によって加重された損害賠償金を含みません。 (注)特別の約定 業務の結果を保証することを含みます。	② 争訟費用	被保険者が当会社の承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用	③ 協力費用	被保険者が損害賠償請求の解決のために支出した費用	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>損害の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 認証取得費用</td> <td>情報の漏えいまたはそのおそれの再発防止を目的とした第三者による証明または外部機関による認証の取得に係る費用</td> </tr> <tr> <td>② 個人見舞費用</td> <td>個人情報の漏えいまたはそのおそれに関して、個人情報を漏えいされた、またはそのおそれがある本人に対する見舞金、見舞品(注)の購入費用および見舞品(注)の発送費用 (注)見舞品 有体物にかぎりず。</td> </tr> <tr> <td>③ 法人見舞費用</td> <td>情報の漏えいまたはそのおそれに関して、情報を漏えいされた、またはそのおそれがある法人に対する見舞品(注)の購入費用および見舞品(注)の発送費用 (注)見舞品 有体物にかぎりず。</td> </tr> <tr> <td>④ 不正使用監視費用</td> <td>漏えいした、またはそのおそれのある情報の不正使用を監視するための費用</td> </tr> <tr> <td>⑤ 事故対応関連費用</td> <td>次のアからセに掲げる費用 ア.文書(注1)作成のために要する費用 イ.増設コピー機の賃借費用 ウ.事故現場の保存、事故の状況調査およびその記録に要する費用。なお、写真撮影費用を含みます。 エ.事故の原因調査および再現実験に要する費用(注2)ならびに事故の再発防止策を実施する費用 オ.事故の拡大の防止に努めるために要した費用 カ.記名被保険者の使用人等を事故現場に派遣するために要する人件費、交通費、宿泊費等の費用 キ.通信費用および謝罪文の作成、送付等に要した費用 ク.記名被保険者の使用人等の超過勤務手当 ケ.臨時雇入費用 コ.新聞、雑誌、テレビ、ラジオもしくはこれらに準じる媒体による謝罪または再発防止に向けた取り組みを公表する等、信頼回復のための会見、発表、広告等のために支出した費用 サ.コールセンターの設置、運営等の費用 シ.弁護士等への相談費用 ス.有益な第三者のコンサルティングまたは類似の指導等を受けるために要した費用 セ.記名被保険者がその事故について他人に損害賠償の請求(注3)をすることができる場合において、他人に対して損害賠償請求を行うための争訟費用 (注1)文書 相手方当事者または裁判所に提供する文書にかぎりず。 (注2)事故の原因調査および再現実験に要する費用 意見書および鑑定書の作成に要する費用を含みます。 (注3)損害賠償の請求 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。</td> </tr> <tr> <td>⑥ データ復旧費用</td> <td>記名被保険者が所有、使用もしくは管理する情報またはウェブサイトが消去または損傷した場合における次のアまたはイの費用 ア.情報またはウェブサイトを修復または復旧する費用 イ.情報またはウェブサイトと同種同等の情報またはウェブサイトを再作成または再取得する費用</td> </tr> <tr> <td>⑦ 情報機器等修理費用</td> <td>被保険者のコンピュータシステムにおける機器・設備が損壊した場合における修理費用</td> </tr> </tbody> </table>	名称	損害の内容	① 認証取得費用	情報の漏えいまたはそのおそれの再発防止を目的とした第三者による証明または外部機関による認証の取得に係る費用	② 個人見舞費用	個人情報の漏えいまたはそのおそれに関して、個人情報を漏えいされた、またはそのおそれがある本人に対する見舞金、見舞品(注)の購入費用および見舞品(注)の発送費用 (注)見舞品 有体物にかぎりず。	③ 法人見舞費用	情報の漏えいまたはそのおそれに関して、情報を漏えいされた、またはそのおそれがある法人に対する見舞品(注)の購入費用および見舞品(注)の発送費用 (注)見舞品 有体物にかぎりず。	④ 不正使用監視費用	漏えいした、またはそのおそれのある情報の不正使用を監視するための費用	⑤ 事故対応関連費用	次のアからセに掲げる費用 ア.文書(注1)作成のために要する費用 イ.増設コピー機の賃借費用 ウ.事故現場の保存、事故の状況調査およびその記録に要する費用。なお、写真撮影費用を含みます。 エ.事故の原因調査および再現実験に要する費用(注2)ならびに事故の再発防止策を実施する費用 オ.事故の拡大の防止に努めるために要した費用 カ.記名被保険者の使用人等を事故現場に派遣するために要する人件費、交通費、宿泊費等の費用 キ.通信費用および謝罪文の作成、送付等に要した費用 ク.記名被保険者の使用人等の超過勤務手当 ケ.臨時雇入費用 コ.新聞、雑誌、テレビ、ラジオもしくはこれらに準じる媒体による謝罪または再発防止に向けた取り組みを公表する等、信頼回復のための会見、発表、広告等のために支出した費用 サ.コールセンターの設置、運営等の費用 シ.弁護士等への相談費用 ス.有益な第三者のコンサルティングまたは類似の指導等を受けるために要した費用 セ.記名被保険者がその事故について他人に損害賠償の請求(注3)をすることができる場合において、他人に対して損害賠償請求を行うための争訟費用 (注1)文書 相手方当事者または裁判所に提供する文書にかぎりず。 (注2)事故の原因調査および再現実験に要する費用 意見書および鑑定書の作成に要する費用を含みます。 (注3)損害賠償の請求 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。	⑥ データ復旧費用	記名被保険者が所有、使用もしくは管理する情報またはウェブサイトが消去または損傷した場合における次のアまたはイの費用 ア.情報またはウェブサイトを修復または復旧する費用 イ.情報またはウェブサイトと同種同等の情報またはウェブサイトを再作成または再取得する費用	⑦ 情報機器等修理費用
名称	損害の内容																								
① 損害賠償金	被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき損害賠償金。ただし、損害賠償金を支払うことによって代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。なお、税金、罰金、科料、過料、違約金、懲罰的賠償金その他補償的賠償金、課徴金ならびに被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定(注)がある場合におけるその約定によって加重された損害賠償金を含みません。 (注)特別の約定 業務の結果を保証することを含みます。																								
② 争訟費用	被保険者が当会社の承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用																								
③ 協力費用	被保険者が損害賠償請求の解決のために支出した費用																								
名称	損害の内容																								
① 認証取得費用	情報の漏えいまたはそのおそれの再発防止を目的とした第三者による証明または外部機関による認証の取得に係る費用																								
② 個人見舞費用	個人情報の漏えいまたはそのおそれに関して、個人情報を漏えいされた、またはそのおそれがある本人に対する見舞金、見舞品(注)の購入費用および見舞品(注)の発送費用 (注)見舞品 有体物にかぎりず。																								
③ 法人見舞費用	情報の漏えいまたはそのおそれに関して、情報を漏えいされた、またはそのおそれがある法人に対する見舞品(注)の購入費用および見舞品(注)の発送費用 (注)見舞品 有体物にかぎりず。																								
④ 不正使用監視費用	漏えいした、またはそのおそれのある情報の不正使用を監視するための費用																								
⑤ 事故対応関連費用	次のアからセに掲げる費用 ア.文書(注1)作成のために要する費用 イ.増設コピー機の賃借費用 ウ.事故現場の保存、事故の状況調査およびその記録に要する費用。なお、写真撮影費用を含みます。 エ.事故の原因調査および再現実験に要する費用(注2)ならびに事故の再発防止策を実施する費用 オ.事故の拡大の防止に努めるために要した費用 カ.記名被保険者の使用人等を事故現場に派遣するために要する人件費、交通費、宿泊費等の費用 キ.通信費用および謝罪文の作成、送付等に要した費用 ク.記名被保険者の使用人等の超過勤務手当 ケ.臨時雇入費用 コ.新聞、雑誌、テレビ、ラジオもしくはこれらに準じる媒体による謝罪または再発防止に向けた取り組みを公表する等、信頼回復のための会見、発表、広告等のために支出した費用 サ.コールセンターの設置、運営等の費用 シ.弁護士等への相談費用 ス.有益な第三者のコンサルティングまたは類似の指導等を受けるために要した費用 セ.記名被保険者がその事故について他人に損害賠償の請求(注3)をすることができる場合において、他人に対して損害賠償請求を行うための争訟費用 (注1)文書 相手方当事者または裁判所に提供する文書にかぎりず。 (注2)事故の原因調査および再現実験に要する費用 意見書および鑑定書の作成に要する費用を含みます。 (注3)損害賠償の請求 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。																								
⑥ データ復旧費用	記名被保険者が所有、使用もしくは管理する情報またはウェブサイトが消去または損傷した場合における次のアまたはイの費用 ア.情報またはウェブサイトを修復または復旧する費用 イ.情報またはウェブサイトと同種同等の情報またはウェブサイトを再作成または再取得する費用																								
⑦ 情報機器等修理費用	被保険者のコンピュータシステムにおける機器・設備が損壊した場合における修理費用																								
<p><b>【事故発生時の各種対応費用部分】</b></p> <p>①【共通】で保険金を支払わない場合に該当する事由または行為</p> <p>②偽りその他不正な手段により取得した個人情報の取扱いに起因する個人情報の漏えいまたはそのおそれ</p> <p>③サーバーおよびその他記憶媒体に記録された個人情報データベース等に有効なアクセス制限が設けられていないことに起因する個人情報の漏えいまたはそのおそれ</p> <p>④記名被保険者の個人情報の取扱いが法令に違反し、主務大臣等によりその違反を是正するために必要な措置をとるべき旨の勧告、命令等がなされた場合において、その命令、勧告等がなされてから被保険者が必要かつ適正な措置を完了するまでの間に新たに発生したその違反に起因する個人情報の漏えいまたはそのおそれ</p> <p>⑤記名被保険者の役員に関する個人情報の漏えいまたはそのおそれ</p> <p>⑥派遣労働者が派遣先で行った行為に起因する企業情報の漏えいまたはそのおそれ</p> <p>⑦記名被保険者が偽りその他不正な手段により取得した企業情報の漏えい</p> <p>⑧サーバーに記録された企業情報に有効なアクセス制限等が設けられていないことに起因する企業情報の漏えいまたはそのおそれ</p> <p>⑨電気、ガス、水道、通信もしくはインターネット接続サービスの中断、停止または障害に起因して発生した費用 など</p>																									